

山梨県認定こども園の認定に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条の規定による認定こども園（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。以下同じ。）の認定については、山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成18年山梨県条例第62号。以下「条例」という。）及び山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年山梨県規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(職員の配置)

第2条 条例第3条第2項に規定する教育及び保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、次の式により子どもの数を年齢ごとの配置基準で除して少数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (\text{0歳児} \times 1/3) \\ &+ (\text{1歳児及び2歳児} \times 1/6) \\ &+ (\text{3歳児} \times 1/20) \\ &+ (\text{4歳児及び5歳児} \times 1/30) \end{aligned}$$

(職員の資格)

第3条 条例第4条第4項ただし書に規定する学級担任について、保育所型認定こども園又は保育機能施設型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、学級担任とすることができる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学又は教育職員免許法施行規則（昭和29年省令26号）第27条の指定を受けた教員養成機関に在籍しているとき。
- (2) 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を1年以内に受験したとき又は受験予定であるとき。

2 条例第4条第5項ただし書に規定する満3歳以上の子どもであって保育所と同様に一日に8時間程度利用する者の保育に従事する者について、幼稚園型認定こども園又は保育機能施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保育に従事する者とすることができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に在籍しているとき。
- (2) 児童福祉法第18条の8第1項に規定する保育士試験を1年以内に受験したとき

又は受験予定であるとき。

(施設設備)

第4条 条例第5条第1項ただし書の規定については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。
- (2) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (3) 子どもの移動が、精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育機能施設の職員の連携が図られること。

2 条例第5条第6項ただし書の規定については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 屋外遊戯場の形状、設備等に危険性がなく、子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 共通利用時間において、日常的に利用が可能な場所であること。
- (3) 子どもの移動が、精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。
- (4) 面積要件を満たす場所であること。
- (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。

(教育及び保育の内容)

第5条 条例第6条に規定する教育及び保育の内容については、次に掲げる事項が達成されるよう全体計画及び指導計画を策定しなければならない。

- (1) 認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

また、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすること。

- を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。
- (2) 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。
- ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達連続性を考慮して展開していくこと。
- イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。
- (3) 認定こども園における教育及び保育については、(2)に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。
- また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。
- ア 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。
- エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。
- (4) 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。
- ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、

満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあい深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(5) 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健

やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(保育者の資質向上)

第6条 条例第7条に規定する子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上は、次に掲げる点に留意して行わなければならない。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。

その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

(5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(子育て支援)

第7条 条例第8条に規定する子育て支援事業については、子育て支援事業のうち少なくとも1以上の事業を次に掲げる点に留意して実施しなければならない。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- (2) 子育て支援事業の実施に当たっては、地域の実情を踏まえ、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

(管理運営等)

第8条 管理運営等については、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、条例第2条第3項第2号の幼稚園型認定こども園においては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。
- (2) 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。
- (3) 開示する保育サービスに関する情報の内容は、認定こども園として目指す教育又は保育の目標及び理念、教育又は保育の内容の概要、開園日数及び開園時間、入園している子どもの一日の活動内容、利用料、職員配置、学級数、施設設備の概要等とする。
- (4) 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村との連携を図り、当該子どもの受入れに配慮しなければならない。
- (5) 法令等に基づく施設設備等の安全に係る点検等を年1回以上実施すること。
- (6) 条例第5条第8項の規定により当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行う場合、次に掲げる要件を満たすことを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。なお、認定こども園を構成する幼稚園に在籍する子どもの保護者

の希望がある場合、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができる。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるとともに、当該計画を公表するよう努めること。

(7) 認定こども園は、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、災害、事故等が発生した場合に円滑な補償を行うための体制を整備しなければならない。

(8) 認定こども園は、その提供する教育及び保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(認定の申請)

第9条 法第4条第1項の規定による申請は、規則第2条の認定こども園認定申請書(第1号様式)により、認定こども園の認定を希望する日の2月前までに行うものとする。

2 前項の申請を行う者は、認定を受けようとする認定こども園の利用定員、開園日数及び開園時間、実施する子育て支援事業、利用料等について、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴くものとする。

3 第1項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類(別紙1)

(2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類(別紙2)

(3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類(別紙3)

(4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図

(5) 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書(別紙4)

(6) 教育及び保育に従事する職員の研修計画書(別紙5)

(7) 子育て支援事業の実施に関する計画書(別紙6)

(8) 管理運営体制に関する書類(別紙7)

(9) その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第10条 法第29条第1項の規定による届出は、規則第6条第1項の認定こども園変更届出書(第7号様式)により、変更の予定日の2週間前までに行うものとする。

2 前項の届出書には、変更事項が確認できる書類を添付するものとする。

(運営状況の報告)

第11条 法第30条第1項の規定による報告は、規則第7条第4項の認定こども園運営状況報告書(第8号様式)により、毎年5月末までに行うものとする。

2 前項の報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類(別紙1)
- (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類(別紙2)
- (3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類(別紙3)
- (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- (5) 教育及び保育の実施状況に関する書類(別紙8)
- (6) 教育及び保育に従事する職員の研修の実施状況に関する書類(別紙9)
- (7) 子育て支援事業の実施状況に関する書類(別紙10)
- (8) 管理運営体制に関する書類(別紙7)
- (9) その他知事が必要と認める書類

(認定の辞退)

第12条 認定こども園の設置者は、法第3条の規定により受けた認定を辞退しようとするときは、規則第9条の認定こども園認定辞退届(第9号様式)により、辞退しようとする日の1月前までに届け出るものとする。

(市町村の長への協議)

第13条 知事は、認定こども園の認定等に当たっては、認定を受けようとする認定こども園の利用定員、開園日数及び開園時間、実施する子育て支援事業等について、施設の所在する市町村の長に対し、認定こども園認定協議書(別紙11)により協議するものとする。

2 知事は、認定こども園の更新に当たっては、更新を受けようとする保育所型認定こども園の保育を必要とする子ども以外の子どもの受入枠について、施設の所在する市町村の長に対し、協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月19日より施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この要綱は、平成27年9月30日より施行し、平成27年6月26日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。